

カトリック大阪大司教区泉佐野共同納骨所使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は泉佐野教会墓地内にあるカトリック大阪大司教区泉佐野共同納骨所（以下「泉佐野共同納骨所」という）におけるご遺骨の埋葬、施設の使用ならびに維持管理について必要な事項を定めたものです。

(使用者の資格)

第2条 泉佐野共同納骨所に納骨を認められる帰天者は、原則としてカトリック大阪大司教区（以下「教区」という）に所属する信者及びその親族、又は相続人とします。

- 2 教区本部事務局長が特別な理由があると認めるときは、前項に該当しない者に対しても使用を許可することがあります。

(使用申込と承諾)

第3条 泉佐野共同納骨所の使用を希望する者は、「カトリック大阪大司教区泉佐野共同納骨所使用申込書」（様式1）に必要事項を記入の上「誓約書」（様式2）を添えて教区本部事務局に申込み、教区本部事務局長の承諾を得なければなりません。

- 2 教区本部事務局長が前項の申込を承諾し、申込者より使用料の納付を受け「カトリック大阪大司教区泉佐野共同納骨所使用許可書」（様式3）を発行した時に申込者は泉佐野共同納骨所使用権者となります。
- 3 納骨予定者の変更は出来ません。

(使用料)

第4条 泉佐野共同納骨所の使用料は、被納骨者1名につき50,000円（プレート、メモリアルタブレット代金は別途必要）とします。

- 2 泉佐野共同納骨所使用権者はプレート、メモリアルタブレット（別途料金必要）を希望する事ができます。
- 3 小教区として使用申込をする場合の使用料は、納骨式1回で50,000円（プレート、メモリアルタブレット代金は別途必要）とします。
この場合、必要書類（本規定第5条2項など）の説明・取り纏め、プレート・メモリアルタブレット代の集金と使用料の一括納付は小教区が担当することになります。
なお、小教区申込で生前予約は出来ません。

- 4 使用料は、物価の変動等により不相当と教区本部事務局で決議された場合は改定を行います。ただし、新使用料は改定後の使用申込者から適用します。
- 5 既納の使用料などは如何なる理由でも返還しません。

(納骨)

第5条 泉佐野共同納骨所は合葬共同墓であり、納骨後の出骨はできません。

- 2 納骨は、市町村区長発行の火・埋葬許可書または改葬許可書と使用許可書（様式3）を添えて、「カトリック大阪大司教区泉佐野共同納骨所・納骨届」（様式4）を教区本部事務局に提出し許可を受けたうえで納骨となります。書類が整わない場合は納骨が出来ません。
- 3 ご遺骨は、納骨式前に支給する納骨袋に入れて納骨ください。
- 4 納骨は合同納骨式に限定します。（通常：11月3日、5月第二日曜日）
- 5 納骨式は納骨堂の祭壇を使用して行う。

(使用者の通知義務)

第6条 「使用申込書」（様式1）に記載された事項に変更があった場合、使用者は速やかにその旨を、教区本部事務局に届け出てください。
小教区申込の場合は、小教区に変更内容を届けてください。小教区から教区本部事務局に変更の届出をします。

(解約)

第7条 「カトリック大阪大司教区泉佐野共同納骨所 使用解約届」（様式5）を提出することにより泉佐野共同納骨所使用権者は使用権を放棄する事ができます。他所に埋葬するなどで泉佐野納骨所を使用しない事が確定した場合は、速やかに解約届を提出してください。
この場合も既納の使用料などは返金致しません。

(禁止行為)

第8条 泉佐野納骨所において次の行為を行うことを禁止します。

- (1) カトリックの典礼、儀式及び慣行を無視し、又は妨げる行為。
- (2) カトリック以外の他宗教による祭儀などの一切の行為。
但し、教区本部事務局長に事前に申請して許可を受けた場合を除く。
- (3) 風致を害するような行為
- (4) 墓地に関する法令・条例、またはこの管理規程に定める事項に違反する行為。

(墓参)

第9条 墓参に際し次の事項に留意し、他に迷惑を及ぼさないように心がけてください。

- (1) 納骨所周辺の清掃は使用者にて行ってください。納骨所周辺にはゴミ箱はございません。
- (2) 供花の花立は共同納骨所にはございません。
供花を納骨所の墓標の前に置かれる場合は、周辺にご配慮の上、置いてください。
置いていかれた供花については、共同納骨所担当者の判断を持って処分をさせていただきます。
- (3) 納骨所前への供物は、放置しないでください。

(寄付金)

第10条 教区本部事務局は、この泉佐野共同納骨所の維持管理に関する経費支弁に供するため使用者から寄付金をあおぐことができます。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃ならびに使用料の改定は教区司教の承認を受けて行います。

2 本規程の施行には教区司教の承認を受けなければなりません。

附則

1 本規程は、2023年4月1日から施行します。

以上